

平成17年(2005)旭市議会第2回定例会会議録

議事日程(第5号)

平成17年11月25日(金曜日)午前10時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長請願報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 事務報告
- 第 8 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長請願報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決
- 日程第 7 事務報告
- 日程第 8 閉 会

出席議員(67名)

1番 角 崎 浩 一  
3番 伊 藤 房 代

2番 日 向 一 晴  
4番 越 川 芳 男

5番	林	七	巳	6番	山	田	芳	邦			
7番	向	後	悦	世	8番	景	山	岩三郎			
9番	高	野	宇	一	10番	高	木	寛			
11番	石	毛	昭	夫	12番	長	谷	川	喜代司		
13番	鶴	谷	富	士	男	14番	滑	川	公	英	
15番	嶋	田	哲	純	16番	安	藤	政	平		
17番	内	田	芳	助	18番	佐	藤	章	吾		
20番	柴	田	徹	也	21番	木	内	欽	市		
23番	浪	川	光	平	24番	伊	知	地	直		
25番	佐	久	間	茂	樹	26番	大	久	保	源	一
27番	日	下	昭	治	28番	平	野		浩		
29番	齊	藤	勝	昭	30番	林		俊	介		
31番	明	智	忠	直	32番	林		一	雄		
33番	小	倉	輝	行	34番	菅	谷	源	兵	衛	
35番	藤	田	昌	功	37番	相	澤	多	喜	壽	
38番	加	瀬	義	夫	39番	木	内	兵	衛		
40番	大	极		博	41番	向	後	保	夫		
42番	高	木	武	雄	43番	嶋	田	茂	樹		
44番	石	毛	忠	雄	45番	岩	崎	好	治		
46番	成	毛	秀	夫	47番	島	田	壽	雄		
48番	向	後	忠	昭	49番	佐	藤	文	雄		
50番	久	須	美	佐	内	51番	向	後	和	夫	
52番	高	橋	利	彦	53番	嶋	田	正	治		
54番	江	波	戸	邦	夫	55番	在	田	榮	治	
56番	高	橋		敬	57番	菅	佐	原	滋	之	
58番	木	内		茂	59番	林		正	一	郎	
60番	菱	木	勘	兵	工	61番	鈴	木	正	道	
62番	羽	田	清	太	郎	63番	伊	藤	清	昌	
64番	阿	部	一	成	65番	神	子		功		
66番	松	木	源	太	郎	67番	金	杉	佐	久	治

68番 伊藤 鐵

69番 林 一哉

70番 加瀬 実

欠席議員(2名)

19番 宮内 真二

22番 佐藤 芳民

説明のため出席した者

市長	伊藤 忠良	助役	重田 雅行
教育長	米本 弥栄子	病院事業者 管理	村上 信乃
病院事務部長	今井 和夫	総務課長	増田 雅男
新市行政 推進室長	加瀬 博夫	秘書広報課長	平野 哲也
企画課長	加瀬 正彦	財政課長	高埜 英俊
税務課長	江ヶ崎 純敏	市民課長	小長谷 博
環境課長	堀川 茂博	保険年金課長	増田 富雄
健康管理課長	浪川 敏夫	社会福祉課長	林 久男
高齢者 福祉課長	横山 秀喜	商工観光課長	小田 雄治
農水産課長	堀江 隆夫	建設課長	米本 壽一
都市整備課長	島田 和幸	下水道課長	山崎 健次
海上支所長	木内 孫兵衛	飯岡支所長	佐久間 俊雄
干潟支所長	木内 國利	会計課長	遠藤 純夫
消防長	佐藤 眞一	水道課長	宮本 英一
庶務課長	在田 豊	学校教育課長	多田 清司
生涯学習課長	神原 房雄	監査委員 事務局長	花香 寛源
農業委員会 事務局長	野口 徳和	飯岡荘支配人	野口 國男
病院経理課長	鍋木 友孝		

事務局職員出席者

事務局長 来栖 昭一

事務局次長 堀江 通洋

主 查 穴 澤 昭 和  
主任主事 飯 田 裕 紀 子  
主 事 山 崎 香 里

主任主事 石 毛 勝 子  
主任主事 飯 笹 浩 一

開議 午前10時 0分

議長（林 正一郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は67名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議案第1号から議案第41号の41議案と請願第1号の1件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会、各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 正一郎） 配布漏れないものと認めます。

#### 日程第1 決算審査特別委員長報告

議長（林 正一郎） 日程第1、決算審査特別委員長報告。

これより決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、金杉佐久治議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 金杉佐久治 登壇）

決算審査特別委員長（金杉佐久治） 決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月9日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第1号 平成17年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第3号 平成17年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第4号 平成17年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第5号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第6号 平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第7号 平成17年度旭市水道事業会計決算の認定について、議案第8号 平成17年度海上町一般会計決算の認定について、議案第9号 平成17年度海上町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第10号 平成17年度海上町老

人保健特別会計決算の認定について、議案第11号 平成17年度海上町介護保険特別会計決算の認定について、議案第12号 平成17年度海上町水道事業会計決算の認定について、議案第13号 平成17年度飯岡町一般会計決算の認定について、議案第14号 平成17年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第15号 平成17年度飯岡町老人保健特別会計決算の認定について、議案第16号 平成17年度飯岡町介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第17号 平成17年度飯岡町国民宿舎事業会計決算の認定について、議案第18号 平成17年度飯岡町水道事業会計決算の認定について、議案第19号 平成17年度干潟町一般会計決算の認定について、議案第20号 平成17年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第21号 平成17年度干潟町老人保健特別会計決算の認定について、議案第22号 平成17年度干潟町介護保険特別会計決算の認定について、議案第23号 平成17年度干潟町水道事業会計決算の認定について、議案第24号 平成17年度旭中央病院事業会計決算の認定について、議案第25号 平成17年度養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定について、議案第26号 平成17年度特別養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定について、議案第27号 平成17年度ケアハウス東総園事業会計決算の認定について、議案第28号 平成17年度東総塵芥処理組合一般会計決算の認定について、議案第29号 平成17年度旭市外三町消防組合一般会計決算の認定について、議案第30号 平成17年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定について、以上の30議案について審査経過並びに結果を申し上げます。

決算審査にあたりましては、議案数が相当あることから、去る11月9日に開催されました決算審査特別委員会において、より合理的な審査を行う方法として、旧市・町、旧組合の8つの分科会を設置して各分科会に議案を付託し、審査することにいたしました。

付託いたしました議案については、11月16日午後5時までに各分科会を開催し、審査を行いました。その後、11月18日午前10時より、旭市総合体育館サブアリーナにおいて、決算審査特別委員会を開催いたしまして、各分科会長より、審査経過並びに結果についての報告をいただきました。

それぞれの分科会長から報告を受けた後、質疑を尽くし、慎重に審査いたしました。

それでは、議案第1号から議案第30号までの審査内容について、主な質疑3点について申し上げます。

初めに、議案第25号 平成17年度養護老人ホーム東総園事業会計決算及び議案第26号 平成17年度特別養護老人ホーム東総園事業会計決算について。

分科会長の報告の中で、財政調整基金の今後の取り扱いについては、大きな改修等があっ

た時のための資金としたいとのことであったが、余剰ができて積み立てられた場合には入所者のために使うものであると思うが、その点について議論されたのかという質疑につきましては、分科会長の報告のとおり、特に質疑はなかったとの答弁がありました。

次に、議案第28号 平成17年度東総塵芥処理組合一般会計決算についての分科会長の報告の中で、ごみ袋について、事業主体が東総塵芥処理組合から旭市に変わることで、ごみ袋の使用期限などについての協議がされたのか。また、ごみ袋が新旭市においてもクリーンセンターで使えるということについて住民にPRしたのか、この点についてどのような議論がなされたかとの質疑については、ごみ袋については審査とは直接関係がなく特に質疑はなかったが、ごみ袋の単価、収集の方法等については、これからのごみ行政についての要望があり、新市において慎重に検討するという回答であったとの答弁がありました。

最後に、議案第29号 平成17年度旭市外三町消防組合一般会計決算について、非常備消防を従来の消防組合である消防本部が受けるに当たっての事務的な取り扱い、また2年後の団塊世代の大量の退職に伴う定数について、新旭市においてどのように守られるかということについての協議がなされたのかとの質疑については、本分科会においてはそのような議論はなかったとの答弁がありました。

なお、そのほかの議案については特に質疑はなく、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号、議案第3号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第23号につきましては賛成多数、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第22号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号につきましては全員異議なく、それぞれ認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年11月25日、決算審査特別委員会委員長、金杉佐久治。

以上です。

議長（林 正一郎） 決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

日程第2 質疑、討論、採決

議長（林 正一郎） 日程第2、質疑、討論、採決。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

66番、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（66番 松木源太郎 登壇）

66番（松木源太郎） 私は、決算審査特別委員会に付託されました議案のうち、旧旭市分科会に付託された議案第1号 平成17年度旭市一般会計決算、議案第3号 平成17年度旭市老人保健特別会計決算、議案第7号 平成17年度旭市水道事業会計決算の3議案の認定に反対の討論をさせていただきます。

なおここで、去る11月9日の議案質疑におきまして、合併前の旧飯岡町の議案第18号 平成17年度飯岡町水道事業会計決算の認定議案の質疑に対しまして、ご答弁は、「4月から6月の3か月で、配水管施設3か所1,500メートル、予算6,350万円、執行額4,462万円については、従来から計画していたもので、未給水地がこれで解消したので今後の計画はない」とのご答弁をいただきましたが、その後の調査で、合併後も126号飯岡バイパスの南北と防衛庁用地の周辺団地への給水は、従来からの懸案事項だったと聞いております。これらは、今後実施しないのご答弁にも聞こえるわけですが、検討課題としてぜひ配慮すべきものであるということをも指摘しておきたいと思っております。

さて、議案第1号 平成17年度旭市一般会計決算についてであります。

歳入では、収支均衡との建前で3か月予算を組み、例えば地方交付税は4月と6月の2回暫定配分があるのに1回分のみの計上でありましたが、市民税については6月末までの納期分を計上するなど、この予算編成については私は一貫性が無かったと思うんです。歳出におきましては、年間を通じての事業についてその3か月分を計上するなど、これらの点について3月の予算審議の時に申し入れましたが、そのことはありませんでした。

例えば3か月分の計上として緊急性のある学校などの耐震診断後の補強工事や建て替え計画なども、合併の年度を理由に先送りされたのではないかと思料されるものであります。市庁舎の内装の改修よりも耐震補強の予算を盛るべきものであったのではないかと思うもので



あります。

市民の強い要望であった循環バスも、年間を通じた試験運行にしてしまったのであります。ほぼ実施と結論が出ていたのでありますから、本格運行に移行すべきものだったと思います。

市バス運行事業では、従来から個人との契約はやめるべきだ、運行を委託するなら会社とすべきだと私は主張してきましたが、その個人を市職員に採用することにしてしまったのであります。採用された個人を私は責める気持ちは全くありませんけれども、このような市の対応は職員採用での不公平感を増進させ、一大失策であるというふうに指摘しておきます。

かがやきプランを廃止して課外活動支援策を始めましたが、中学校の部活の指導員の補強にはなりましたが、その本来の役割と目的に私はかなっていなかったと思います。合併後も全中学校への拡大を考えているようでありますけれども、その必要は私は認めますが、かがやきプランのように学校経営に責任を持つ校長が充実した学校経営に使える予算を作るべきだったと思います。

東総地域ごみ処理広域化構想も白紙状態であるのに、これは合併の枠組みがほぼ決定した昨年12月に分かっていたというふうに予想されます。3か月予算でも合併後の本予算でも、そのまま1,000万円以上が計上されているということであります。

最後に、私がこの3か月予算が提案されて反対討論の中でご指摘申し上げましたように、旧旭市としての通年予算をはっきりと公表した上で3か月予算を提案すべきものであったということを最後に指摘して、反対いたします。

次に、議案第3号 平成17年度旭市老人保健特別会計決算の認定についてであります。この予算は、国の老人医療の一環として市が実施しているものであることは重々承知しております。平成14年(2002年)10月から5年間かけての、75歳からの新老人保健制度への移行途中の予算であります。この結果、今国会でも議論になっておりますけれども、お年寄りに保険料を掛け、一部負担金も2割、3割へと上げるための準備期間の予算となっているわけであります。現在の老人保健制度改悪の前提となるような形での予算だということをご指摘して、反対いたしておきます。

次に、議案第7号 平成17年度旭市水道事業会計決算の認定についてであります。

従来、この事業の認定には私たちは賛成してまいりました。本年3月の予算審議の時にも申しましたが、合併を控えながら統一した会計をどうするかが公表されないままであるので反対すると申し上げたところであります。結果は、本予算で旧旭市・干潟町方式の資本収支への水道加入金の繰り入れということに決まりました。会計の処理と同時に水道料金も先送

りになりましたが、収益的収支で利子分が支出されていないという条件もありますけれども、3か月の予算で4,000万円の純利益が出る状態であります。年間に直しても黒字が出るのが明らかな水道事業会計であります。給水申込金を収益収支に計上すれば、さらに利益は増えることになるのであります。この際、3か月で累積の申込加入金13億円と累積欠損金3億5,000万円を経理上相殺すれば、旧旭市は累積欠損金なしで合併することになるわけであり、今後は、旧3町よりも高かった水道料金を引き下げることができる可能性が出てきたと指摘しておきます。これらの適切な経理処理をしないまま合併したことについて、この決算に反対するものであります。

以上です。

議長（林 正一郎） 続いて10番、高木寛議員、ご登壇願います。

（10番 高木 寛 登壇）

10番（高木 寛） 日本共産党の高木寛です。

私は、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第23号についての反対討論を申し上げます。

最初に、議案第19号 平成17年度干潟町一般会計決算の認定についてです。

合併前の3か月予算でしたが、国による合併の押し付け、すなわち地方行革の推進と三位一体改革の名のもとで地方への財政支出を大幅に減らし、自治体リストラを進めるもので、地方自治体の果たすべき役割である住民の利益と地域の発展には結びつかない予算執行だったと指摘します。

次に、議案第20号 平成17年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定についてです。

国保加入世帯は毎年増加していますが、今日の国保財政の危機は、84年の国保法改悪で国庫負担率を45%から38.5%に引き下げたことが直接の原因です。ですから、地方自治体は国に国庫負担の復元と大幅増額を迫るべきであったと指摘します。

次に、議案第21号 平成17年度干潟町老人保健特別会計決算の認定についてです。

国の制度ですが、政府による老人保健法改悪によって高齢者の外来医療費の負担が増やされ、福祉の後退であると指摘します。

次に、議案第23号 平成17年度干潟町水道事業会計決算の認定についてです。

当年度純損失が3,248万9,031円となっています。合併を機に水道料金が引き上げられ、住民負担が重くならないよう指摘して、反対討論といたします。

議長（林 正一郎） 続いて64番、阿部一成議員、ご登壇願います。

( 6 4 番 阿部一成 登壇 )

6 4 番 ( 阿部一成 ) 日本共産党の阿部一成です。

私は、2005年12月定例会に上程されました議案第 8 号 平成17年度海上町一般会計決算、議案第 9 号 平成17年度海上町国民健康保険特別会計決算、議案第10号 平成17年度海上町老人保健特別会計決算、議案第11号 平成17年度海上町介護保険特別会計決算、議案第12号 平成17年度海上町水道事業会計決算、以上 5 議案について反対の立場から討論を行います。

以下、その主なものについて反対の理由を述べます。

初めに、今回の決算審査は、平成17年 7 月 1 日に行われた旭市・海上町・飯岡町・干潟町の合併に伴い、議案第 8 号 平成17年度海上町一般会計決算をはじめ、平成17年度各特別会計決算の 5 議案すべての会計決算期間が、平成17年 4 月 1 日から平成17年 6 月30日までの 3 か月という極めて短期間の会計期間に限定されたものであります。

海上町は、平成17年度一般会計当初予算の審議に際し、7 月 1 日以降 9 か月の期間を含む説明書を付し、同時に通年予算書の概要を説明し審議しましたので、決算の認定に際しても、町民の視点に立ってこの点の問題に立ち入りながら討論に入ります。

海上町の財政収支は、前年並みの税収と大幅に削減された地方交付税、臨時財政対策債の限られた収入と、ほぼ前年並みの歳出規模で構成されておりますが、住民の健康と安全、福祉の充実、立ち遅れた地域産業の活性化を優先すべきであると先に指摘しておきました。

上程されました一般会計の歳入総額のうち、43.9%の地方交付税、27.4%の町税、19.9%の繰越金が主な財源となっております。歳出総額は11億1,352万円、うち24%が人件費、16%、合わせて計40%が補助費等、以下物件費、繰出金、扶助費等で77%が経常的経費として運用され、災害復旧費を含む14%が投資的部分となっております。

目的別歳出の構成比では、歳出総額の25.7%の総務費、16.6%の民生費、16%の衛生費、11.5%の土木費、9.3%の教育費、以上で総額の79.1%を占めております。短期間とはいえ、行政の停滞は許されません。

町は、公立保育所の運営や道路・排水路維持整備予算を復活し、生活優先の福祉、少子化時代の児童保育や教育の充実、基幹産業の活性化など、町独自の施策を進めるべきであります。国の失政による不況は町税収入を大幅に減少させ、交付税と臨時財政対策債の税収調整機能と行政水準の財政保障機能をも併せて低下させております。社会保障も年々削減される中で、医療、年金、介護など福祉制度の維持・向上は、地方自治体として守るべき重要な任務であります。乳幼児医療費助成の適用拡大、老人医療と老人福祉施設の拡充、難病患者へ

の医療費助成、障害者の援護措置、居宅介護の人的支援の強化、認定者への介護サービスの拡充、給食サービスや高齢者のための交通手段の充実、低学年児童の放課後指導と学童クラブの早期開設など、積み残した諸制度の改善整備の措置が重要であります。

商工業対策として、経営者の育成と経営基盤の強化、商店街の整備などの対策も急がれております。基幹産業の農林業の活性化に対する積極的な検討も必要であります。干潟耕地の基盤整備と農家負担の軽減、米価など農産物価格の下落防止、BSE対策や農産物輸入措置の行政対応、農家経営の安定と家族農業の保護育成強化も地方行政の役割であります。

生活環境の保全では、一般廃棄物の収集段階の整備はもとより、産業廃棄物処理、不法投棄の規制強化、地域の生活と農業環境を守るために産業廃棄物最終処分場や焼却処理施設の廃止を求める住民への支援も必要であります。

町民の暮らしのための要求、遅れた国・県基準の改善、町単独事業の充実は、厳しい地方財政の枠内でも積極的に進めなければなりません。町を直線的に縦断する福祉バスの運行は、高齢者や児童・生徒だけでなく、集落間の交通需要に合わせた改善も急がれます。

行政の継続性から、残された平成17年7月から平成18年3月までの予算執行にあたって、提起した対策の措置と町民の暮らしと福祉の向上、産業の活性化の実現を要求して、上程された平成17年度海上町一般会計決算の反対の意見を述べ、討論とします。

続いて、議案第9号 平成17年度海上町国民健康保険特別会計決算について述べます。

提案されました2005年度国民健康保険特別会計の歳入総額は2億1,345万円、歳出総額は1億7,750万円であります。歳入総額に対する構成比率は、繰越金、国庫支出金、財政調整基金からの繰入金で83.7%を占め、うち3か月の決算期における平成17年度の国保税収入2,744万円は、平成16年度決算対比の2,618万円増を含み、調定額昨年比1人当たり4,000円強の負担増は、事業運営への必然性がなく、1市3町の合併調整のための政治的増税によるものであり、撤回すべきだと考えます。

歳出では保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金は前年比15%の増額であり、歳出総額のうち保険給付費に69.1%、老人保健拠出金に13.5%、介護納付金に9.4%、他会計への拠出金・納付金で92%を占め、保険給付費等、当座の運営費だけの状態であります。

海上町の国民健康保険の被保険者数は5,862人、前年比7人の減と、町人口の52.3%が加入し、これまで極めて健全な運営を続けてまいりました。保険者と国は、社会保障と国民保健の向上のため、医療、出産、死亡等に必要な給付を行ってきましたが、国は政策的に年々、国庫負担の削減と国民負担を増額させ、国保税の賦課限度額の引き上げ、賦課割合の変更、

薬剤費加算、高齢者医療費の定率負担などを乱発し、社会保険でも医療費の本人負担を30%に引き上げるなど、改革と称して社会福祉制度を大幅に後退させております。

一方では、長期の不況による低所得者・高齢者の負担の増大で、国保加入者の累積滞納額も課税額の25%を超え、不納欠損処理は2.18%に達し、保険税滞納世帯への資格証や短期保険証も増加しており、賦課方式の検討が必要であります。

当面する市民の医療と福祉の維持、国保医療費負担の改善を要求する立場から平成17年度国民健康保険特別会計決算の認定に反対の意見を述べて、討論とします。

続いて、議案第10号 平成17年度海上町老人保健特別会計決算について述べます。

提案されました平成17年度海上町老人保健特別会計の歳入総額は1億8,697万円、歳出総額は9,567万円であります。歳入総額に対する構成比率は、支払基金交付金34.4%、国庫支出金23.7%、県支出金5.6%、町繰入金23.5%、繰越金12.8%で構成され、その歳出はほぼ全額が老人医療費に充当され、老人医療制度の根幹となって経理上支えております。

海上町の現在の老人保健受給者は1,392人であり、わずかながら減少していますが、国は老人医療の対象者を70歳から75歳に引き上げるなど、老人医療制度の大幅な後退とともに、高齢者本人の自己負担も1割から2割に、さらに国保一般被保険者並みの3割へと、負担の押し付けを計画しております。

老人医療制度の改悪を抑え、高齢者福祉の向上を求めて、上程された平成17年度海上町老人保健特別会計決算に反対の討論とします。

続いて、議案第11号 平成17年度海上町介護保険特別会計決算について述べます。

提案されました平成17年度海上町介護保険特別会計の歳入総額は1億1,617万円、歳出総額は7,893万円であります。歳入総額に対する構成比率は、繰入金31.1%、支払基金交付金20.8%、国庫支出金18.3%、県支出金11.3%、繰越金9.3%、介護保険料9.2%で構成されております。

歳出総額は介護給付費97.7%、総務費2.3%、その他となっております。介護給付サービスは施設サービスに66.9%、居宅サービスに32.7%と、総額の7割弱が施設サービスに充てられているのが現状であります。政府は今年10月から、介護給付の削減と国民に負担を転嫁し、施設サービスの利用者に食費や施設の居住費の全額を利用者負担にしました。そのため施設では1人当たり年間39万円の負担増になり、利用者の中には給付の自己抑制も起きております。

高齢化社会を迎え、介護保険事業をより充実させるために自治体の役目は重要であります。

制度上からも、国や県は保険者となる市町村の自主性を尊重し、その取り組みを支援することになっております。

以上、提起した町民の要求を基に、高齢者介護と福祉の充実を求めて、上程された平成17年度海上町介護保険特別会計決算の認定に反対の討論とします。

続いて、議案第12号 平成17年度海上町水道事業会計決算について述べます。

提案されました平成17年度海上町水道事業会計決算の損益収支は、営業収益2,538万円に対し営業費用4,805万円を計上し、2,267万円の経常損失であります。短期間の事業会計ではありますが、今回合併した1市3町の会計処理による営業実績に大きな開きが出ております。海上町水道事業会計では、給水原価1立方メートルあたり295円39銭、供給単価1立方メートルあたり145円34銭、差額がマイナス150円5銭の逆ざやであり、前年と比べても22%の悪化であります。

一方で、同じ水系の旭市では、給水原価1立方メートル当たり183円30銭、供給単価1立方メートル当たり226円26銭、差額はプラス42円96銭、前年比590%の収益増となっております。従来の水道事業収支の赤字を他会計の補助金で補てんする企業会計処理も限界に達しており、高利率の借入金に対する金利負担の軽減と併せ、対策が必要であります。

上程された平成17年度海上町水道事業会計決算の認定にあたり、損益収支の改善とともに早急に健全経営への努力を求め、提起した対策の措置を要求して、反対の討論といたします。

以上、議案第8号より議案第12号までの5議案に対する反対の意見を述べ、討論を終わります。

議長（林 正一郎） 以上で討論を終わります。

これより議案第1号から議案第30号までの30議案について採決いたします。

議案第1号 平成17年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（林 正一郎） 賛成多数。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

議案第2号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号 平成17年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号 平成17年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号 平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号 平成17年度旭市水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号 平成17年度海上町一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、議案第8号は認定することに決しました。

議案第9号 平成17年度海上町国民健康保険特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、議案第9号は認定することに決しました。

議案第10号 平成17年度海上町老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、議案第10号は認定することに決しました。

議案第11号 平成17年度海上町介護保険特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、議案第11号は認定することに決しました。

議案第12号 平成17年度海上町水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、議案第12号は認定することに決しました。

議案第13号 平成17年度飯岡町一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第13号は認定することに決しました。

議案第14号 平成17年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第14号は認定することに決しました。

議案第15号 平成17年度飯岡町老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。



(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第15号は認定することに決しました。

議案第16号 平成17年度飯岡町介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第16号は認定することに決しました。

議案第17号 平成17年度飯岡町国民宿舎事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第17号は認定することに決しました。

議案第18号 平成17年度飯岡町水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第18号は認定することに決しました。

議案第19号 平成17年度干潟町一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、議案第19号は認定することに決しました。

議案第20号 平成17年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、議案第20号は認定することに決しました。

議案第21号 平成17年度干潟町老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（林 正一郎） 賛成多数。

よって、議案第21号は認定することに決しました。

議案第22号 平成17年度干潟町介護保険特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第22号は認定することに決しました。

議案第23号 平成17年度干潟町水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（林 正一郎） 賛成多数。

よって、議案第23号は認定することに決しました。

議案第24号 平成17年度旭中央病院事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第24号は認定することに決しました。

議案第25号 平成17年度養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第25号は認定することに決しました。

議案第26号 平成17年度特別養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第26号は認定することに決しました。

議案第27号 平成17年度ケアハウス東総園事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第27号は認定することに決しました。

議案第28号 平成17年度東総塵芥処理組合一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第28号は認定することに決しました。

議案第29号 平成17年度旭市外三町消防組合一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第29号は認定することに決しました。

議案第30号 平成17年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第30号は認定することに決しました。

ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時 5分

議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第3 常任委員長報告

議長（林 正一郎） 日程第3、常任委員長報告。

各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求め

ます。

初めに、公営企業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、伊藤鐵議員、ご登壇願います。

(公営企業常任委員長 伊藤 鐵 登壇)

公営企業常任委員長(伊藤 鐵) 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月9日の本会議において付託されました議案第31号 平成17年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第36号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号 損害賠償の額を定めることについての3議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

11月21日午前10時より、干潟支所3階会議室において、議案説明のため執行部より関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、質疑とその答弁の内容について申し上げます。

議案第40号の損害賠償の額を定めることについて、損害賠償額が8,000万円ということであるが、対処後の対応としてはどうなるのか。また、過去5年間の中央病院において、このようなケースが何件くらいあって、保険の掛金はどのくらいあったのかとの質疑では、今回の損害賠償額をもって和解が成立しておりますので、そのほかに保障することはない。また、件数については5年間で七・八件であり、保険の掛金としては年間7,000万円から8,000万円くらいであるとの答弁がありました。

なお、議案第31号、議案第36号については特に質疑はなく、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第31号、議案第36号、議案第40号については全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年11月25日、公営企業常任委員会委員長、伊藤 鐵。

議長(林 正一郎) 公営企業常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、神子功議員、ご登壇願います。

(総務常任委員長 神子 功 登壇)

総務常任委員長(神子 功) 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月9日の本会議において付託されました議案第32号 旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 旭市特別職の職員の

給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第39号 財産の取得について、以上の6議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

11月21日午前10時より、旭市総合体育館サブアリーナにおいて、議案説明のため執行部より助役、関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

議案審査であります。付託されました6議案のうち議案第32号から議案第35号までの4議案については、関連議案であることから一括して審査をいたしました。

議案第32号から議案第35号の4議案の審査では、議案第35号について質疑がありました。その内容を申し上げます。

附則では、さかのぼることではなく調整ということであるが、4月から6月までの給与は既になくなった旧市町が支払っているものであり、条例上、差し引くことが可能なのか。また、別表の給料表で5級が49号給までであることについて、本会議において県の給料表に準拠したということであったが、本当にそのとおりなのかとの質疑では、新旭市の職員は旧市町から引き続き地方公務員としての身分を有しているものであり、7月1日公布の新旭市の給与条例に経過措置として、合併前の条例によりなされた給与に係る処分、手続きその他の行為等はこの条例の相当規定によりなされた給与に係るものとみなし、期間は通算するとされているもので、違法とは考えていない。また、給料表については県の給料表を使っているが、県と旭市では職員の構成が違うので同じようにはならないとの答弁がありました。

なお、議案第37号、議案第39号については特に質疑はなく、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第35号は賛成多数で、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第37号、議案第39号の5議案については全員異議なく、それぞれ原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年11月25日、総務常任委員会委員長、神子 功。

議長（林 正一郎） 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、木内欽市議員、ご登壇願います。

( 文教福祉常任委員長 木内欽市 登壇 )

文教福祉常任委員長(木内欽市) 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月9日の本会議において付託されました議案第38号 東総衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総衛生組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての審査経過並びに結果を申し上げます。

11月22日午前10時より、旭市総合体育館サブアリーナにおいて、議案説明のため執行部より教育長、関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第38号の審査内容についての質疑と答弁の内容について申し上げます。

合併に伴って、東総衛生組合の構成団体である光町については横芝町と合併する予定であるが、今後の一部事務組合の構成はどうかとの質疑では、光町には合併浄化槽の汚泥処理を行う施設があるので今後協議しなければならないが、今のところ本規約の改正についての正式な申し入れが無い状況であるとの答弁がありました。

以上、質疑及び答弁内容について申し上げましたが、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第38号は全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年11月25日、文教福祉常任委員会委員長、木内欽市。

議長(林 正一郎) 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

( 建設経済常任委員長 向後和夫 登壇 )

建設経済常任委員長(向後和夫) 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月9日の本会議において付託されました議案第41号 旭市営土地改良事業の計画変更についての審査経過並びに結果を申し上げます。

11月22日午前10時より、飯岡支所2階会議室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第41号の審査内容についての質疑と答弁の内容について申し上げます。

この計画により雑排水が玉浦川に流れ込んでくるのか。また、整備計画延長部分についてはどの程度の管を入れるのかとの質疑では、農業関係でこの事業を実施しているが、雑排水等が流れ込む可能性はある。また、整備計画延長部分についての管の太さは700ミリを予定しているとの答弁がありました。

以上、質疑及び答弁の内容について申し上げましたが、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第41号は全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年11月25日、建設経済常任委員会委員長、向後和夫。

議長（林 正一郎） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各常任委員会委員長の報告は終わりました。

#### 日程第4 質疑、討論、採決

議長（林 正一郎） 日程第4、質疑、討論、採決。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑に入ります。

27番、日下昭治議員。

27番（日下昭治） 公営企業常任委員会委員長の報告の中で、過去5年間において保険対応が七・八件あったと。もし私の聞き違いだったらまた訂正しますけれども、過去5年間に七・八件あったと。調べれば七・八件ということではなくてきっちりしたものが出るのはないかなと思いますけれども、その辺が七・八件というように私は聞き及んだわけでありませぬ。

それと、掛金が7,000万円から8,000万円あるというような報告を聞いたわけでございませぬけれども、掛金は保険対応の事例が多くなれば高くなるとか、あるいは一定の額で年額を掛けるとような対応があるのかどうか、それらを1点伺いたいと思います。

議長（林 正一郎） 日下昭治議員の質疑に対し答弁を求めます。

公営企業常任委員会委員長、伊藤鐵議員。

公営企業常任委員長（伊藤 鐵） 委員会ではただいまの質問のような質疑はありませんでした。

七・八回の件につきましては、過去5年間では8件ありました。金額についての質疑はありませんでしたが、この保証金についての掛金に対してのあれは、専門分野ですから分かりませぬ。事務的な方でもし分かりましたら答弁をお願いします。

以上です。

議長（林 正一郎） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

66番、松木源太郎議員、ご登壇願います。

( 66番 松木源太郎 登壇 )

66番(松木源太郎) 私は、日本共産党旭市議団を代表いたしまして、総務常任委員会に付託されました議案第32号から議案第35号までの4議案についての反対の討論をいたします。

議案第32号 旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第35号で、一般職は給与を平均0.31%引き下げられる提案がされております。その引き替えに、期末手当を0.5%引き上げる給与改定が提案されているところであります。一般職は給与を引き下げられて勤勉手当の引き上げで対応しているわけでありましてけれども、これら議案第32号、議案第33号、議案第34号の3議案は特別職であります。特別職は報酬の引き下げなしに期末手当の年間0.5%の引き上げが行われるということになりますから、本来であれば給与、報酬を下げた上で引き上げということが一般職とのバランスがとれるということ、この3議案には反対するものであります。

次に、議案第35号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の中身は、扶養手当の500円減額、勤勉手当の5%アップ、給与の平均0.31%の引き下げであります。本年4月にさかのぼっての支給済み給与からのこの分のカットを、期末における勤勉手当の支給分からカットするということでもあります。1級職で0.32%から9級職で0.33%の給与の引き下げで、1級職で533円、9級職で1,475円、平均月額が下がるだろうと言われております。また、附則の(2)でもって、合併前の支給においても遡及がされるということが規定され、例えばなくなった会社が継承しているからといって、そこで整理されたものがさらに支給される、つまりプラスで支給される場合には問題ないとしても、カットして支給するということは、給与を毎月労働の報酬として支払っているという形からしますと法律的大変問題がある、不法な行為であるということをご指摘し、千葉県においてもこの問題についてはまだ裁判がされておまして、決着されていない。こういうような給与の引き下げ、遡及の仕方をすることは、法律的に私は間違いであると思っております。



これらの観点から、議案第35号についても反対するものであります。

以上です。

議長（林 正一郎） 以上で討論を終わります。

これより議案第31号から議案第41号の11議案について採決いたします。

議案第31号 平成17年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

議案第32号 旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（林 正一郎） 賛成多数。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

議案第33号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（林 正一郎） 賛成多数。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

議案第34号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（林 正一郎） 賛成多数。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

議案第35号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（林 正一郎） 賛成多数。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

議案第36号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

議案第37号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

議案第38号 東総衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

議案第39号 財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

議案第40号 損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

議案第41号 旭市営土地改良事業の計画変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

## 日程第5 常任委員長請願報告

議長（林 正一郎） 日程第5、常任委員長請願報告。

常任委員長請願報告を行います。

第1回定例会で閉会中の継続審査と決しておりました請願の審査経過と結果について、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員 松木源太郎 登壇）

文教福祉常任委員（松木源太郎） 今、委員長がいないのかというご発言もありましたので、事情はご質問があればお答えいたします。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

なお、委員長につきましては、都合により本請願の審査を行っておりません。また、副委員長につきましては、本日病気のため欠席でございますので、旭市議会委員会条例第12条第2項の規定によりまして、委員会に出席した委員のうちの年長ということで、本来であれば江波戸邦夫議員が報告をいたすところでございますが、所用により議場におられませんので、私の方からご報告申し上げる次第でございます。

第1回定例会において閉会中の継続審査と決しておりました請願第1号 「（株）エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにする」ことを求める請願の審査経過並びに結果を申し上げます。

去る10月27日午前9時より、海上町支所3階会議室において本委員会を開催いたしました。

審査に入る前に、担当課より資料の配布があり、処分場の施設概要について説明を受けました。その後、現地の視察を行い、建設状況等について確認をいたしましたが、結論には至らず、次回の委員会において審査することに決しました。

続いて、11月22日午前10時より、旭市総合体育館サブアリーナにおいて本委員会を開催いたしました。

審査の内容については、産業廃棄物処分場の問題は、旧海上町時代から住民の関心が高く、県内初めての住民投票により圧倒的な反対を唱えたものであり、現在も許可処分の取り消しを求める裁判が継続しているが、現地を見て、この地域の環境がとてもよく、ここに管理型の最終処分場ができることは新旭市においても許されることではない。

また、旧海上町が抱えてきた負の遺産でもあり、新市のパワーをもって住民の意思を何らかの形で示すべきであり、住民の代表である議会がその真意を適切な形で示すことが課せら

れた姿勢であるとの、賛成の立場で意見が出されました。

以上、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年11月25日、文教福祉常任委員会、松木源太郎。

議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の報告は終わりました。

#### 日程第6 質疑、討論、採決

議長（林 正一郎） 日程第6、質疑、討論、採決。

ただいまの松木源太郎議員の報告に対し、質疑に入ります。

50番、久須美佐内議員。

50番（久須美佐内） エコテックの問題ですけれども、10月27日に審査をし継続審査になって、22日、1ヵ月かからないうちに全員賛成ということで採択ということです。この採択になるだろうということは私も分かっていたけれども、その中で今、許可処分の裁判の話が出ました。裁判はかなり行われているというふうに聞いていますけれども、その裁判の結果というものをちゃんと委員は掌握してこの審査に臨んだのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（林 正一郎） 久須美佐内議員の質疑に対し、答弁を求めます。

文教福祉常任委員、松木源太郎議員。

文教福祉常任委員（松木源太郎） お答えいたします。

文書などで子細に、今、行われている裁判の結果については報告はありませんでしたが、9月の議会の時、10月の議会の時、現在仮処分申請の状態が最高裁に行っていたり、また本訴が行われているという概略のご報告は、委員会として受けております。

以上です。

議長（林 正一郎） 50番、久須美佐内議員。

50番（久須美佐内） 質疑ではないんですけれども、私はこれから反対討論をやるために再度、これは海上町から引き継いだわけですから、今、最高裁の話が出ましたけれども、それまでの間の経過の中で裁判はどのように判断を下されているのか、仮に市の方でそれを分かっているならば、報告いただいた後に反対討論をさせていただきたいと思います。

議長（林 正一郎） 委員長に対してですか。

50番（久須美佐内） 執行部から……

議長（林 正一郎） いや、それはできませんよ。

質疑は終わります。

これより討論に入ります。

50番、久須美佐内議員。

（50番 久須美佐内 登壇）

50番（久須美佐内） エコテックの請願が文教委員会での全員賛成の採択ということですが、私は、反対の立場から討論させていただきます。

ただいま松木委員から報告がありまして、本来であるならば、最高裁に行く前までの判断はどうだったのかという、司法判断というものを知らないで審議するということは、私は議員としては少し違うのではないかと。それを知らないで審議して全員賛成というのは、法治国家の日本において、裁判で仮にそういう判断を下されていても自分たちが気に入らなければ反対すればいいんだということは、私は、どこかの党の首長と同じではないかというふうを考える部分があるわけです。

そもそもこの処分場は、先ほど言われましたけれども、話を聞いていればもっともだという部分はありますが、反対に回るといような住民運動の中で、どなたか自分の部落の中で、必要なものは必要だということを訴えて賛成できる人がいるのかということが大きな問題です。もう皆さんだって議員ですから分かっていると思いますけれども、日本に最終処分場が不足して、もう目の前にそれが逼迫した状態で迫っていることは分かっているわけです。

そういう中で、嫌だからただ反対ということで本当にいいのかと。私は海上町の議員みんなが反対している時に言いました、旭市の議会で。海上町で迷惑施設がそんなに嫌で、旭市の私は地元に住んでいる中でなぜ皆さんは堂々のごみを持ってきて平気でやれるんだと。今、この中で広域化のものも少し延長になる、ある意味で少しどうなるか分からない状態でありましてけれども、一人として、皆さんそういうことの中で、旭市を中心にこういうものを持ってこないでもっと違う所に持って行ったらいいだろうと言った方がいますか。自分たちでそういうことを言えないで、県が許可したものを、裁判で認めてくれていたものを、嫌だから反対だと。一市民なら私は文句を言いません。本当に議会人として、その辺のところをしっかりと議論したのかという部分があるわけです。

これからの中でも当然いろいろな問題が出てくるだろうけれども、皆さんはこれを、例え

ば裁判で今、最高裁まで行くということはどういうことか。反対している方がどんどん上告していることだと思うんです。そういう中で、では自分たちは教育の面から考えて、嫌なものはみんなで決められた法律であっても反対すればいいんだよというような理屈になってくるのかということも、私は、少しくらい考えたらどうだろうかという部分があるわけです。

私は、これを見るまでは全員が賛成ということはないのかなというくらいのはちょっと思っていました。ただ、それが全員賛成となったときに、果たして本当にそれが議会人の姿なのかな、一人として意見というものは出ないのかなと。私は別に選挙で、例えばこれに賛成してマイナスになっても構わないというあれは持っています。しかし、今までの海上町の選挙を見ると、賛成したら選挙で落とされる、これは当然のように言われていたことです。そういうことで本当に議会に身を置いていいのかという部分がある。

私はこの産廃を一つの教訓として、これからの議会における立場として、選挙受けする、市民受けする、それだけでいいのかなという自分の思いがあって、あえてここではっきりと反対討論をし、採決にも反対したいと思います。

議長（林 正一郎） 66番、松木源太郎議員。

（ 6 6 番 松木源太郎 登壇 ）

66番（松木源太郎） 私は、文教福祉常任委員会の一委員として、9月からこの請願の審査に参加してまいりました。

皆さん方にお配りいただいております請願者からの請願の要旨の前段に、2005年、現在までの経過が書いてありますから、どういう裁判が行われ、どういうことが決まったかということは、文教福祉常任委員は全部承知しております。その上で、裁判でどうだったのかということについて、今、反対討論で久須美議員から話がありましたので、いかにも文教福祉常任委員会がこういうことを知らないまま、この請願を採択したようにとられては大変迷惑です。その点を一つ申し添えておきます。

この請願要旨の中で1枚目に述べられているのは A3判のものが皆さん方にお配りされていると思うんですね、要旨ではなく。ここで述べられていることは、最高裁判所で今、特別抗告で継続されていますし、また本訴においても裁判が行われている。その経過は十分私たちは承知しております。ただ、そのことを前提として審査がされたということを申し添えておきたいと思います。

さて、海上町の管理型最終処分場の問題は、私は合併前に隣町にいましたけれども、現地

も何回も見に行き、関心を持っておりました。この問題については、旧海上町の住民の方々の関心が大変高く、最終処分場についてただ単に反対したわけではありません。この最終処分場のできた経過、またそれが千葉県によってどのように取り扱われてきたか、こういうことを踏まえて反対してきたんだと思います。

事実の経過を簡単に申し上げれば、まずこの地域が、あるゴルフ場の予定地として最初に買収されていた、その中には実は千葉県の空港代替地の予定地もあった、こういうことであります。ですから、そういう中で実際に産業廃棄物を所管している千葉県が、自分の意思として管理型最終処分場　この処分場についても、銚子市の水道の水源地域だということでも一滴もこの所から処分水は出さないということでもあります。高田川等の水の汚染、これは飲み水になっているわけですから、そういうことが本当に守られるかという科学的な検証をした結果、これはだめですよという結論を1回出したわけです。出したものが旧厚生省によって、例えば私の知っている限りでは、出た水は蒸散装置によってすべて空気中に拡散されるというけれども、本当にそういうことがやれるのか。大雨が降った後に出た水までも処分場にはたまるわけですから、大量に出たらどうなんだ。こういうことが科学的に検証された上でもって、千葉県もいろいろな条件をつけて修正させたけれども、これは最終的にだめだという結論を出したわけです。

ところが、業者の不服審査請求に対して当時の厚生省は許可を出した。許可が出たらまた県に戻ってくるわけですから、いろいろな指導がされていいはずなのに、知事が代わる

それこそ交代して知事がやめてしまうその月の初めに許可証を発行して、着工を認めただけです。さらにその後、千葉県は、この予定地にあった公有地を事業者に売ったわけです。つまり私たち住民からしますと、県も国も何をやっているんだと。住民は、大変いい環境のもとで管理型の施設が出て、これが飲み水に入ったらどうなるんだと心配をし、あの地域は、旧海上町ではその当時はまだ水道さえ引いていなかった。その後、水道を大金をかけて引いたそうですけれども、そういう町の後手後手に回った環境の問題もあるでしょうけれども。

私は先日、改めて10月に文教福祉常任委員会の方々と委員として現地を見ました。そうしたら大変驚いたことがありました。千葉県はあの建設地のすぐ北側に、三崎から広域農道の延長に通じる道路を、それも堤防を造って造る。つまり、今回造っている処分場に何かあった時には、その堤防が支えになるようなこともやっている。偶然そういう道路が造られたのかもしれませんが、今、千葉県のやっていることは、エコテックという会社を応援

しているとしか私には見えませんでした。

したがって、地元の方々がこの管理型処分場に反対するのは私は当然だと思います。それを合併した新旭市において我々が議決しないで、住民の方々の思いを地方議会が届ける、また意思を表明することができるでしょうか。このことをぜひ皆さん方にお考えいただきたいと思います。

今回、この請願の陳情にあたって私はいろいろと調べさせていただきましたけれども、国や県がこのようなことをやっており、住民の方々がそれこそ仮処分、控訴として裁判、国の法律上の定めに基づいてこれは違法なんだということを訴えているのは当然だと思います。長い期間をかけて頑張って、弁護士も手弁当でやっていることも、やはり今まで旧海上町が産廃を持ってこさせない、不法投棄をさせないという立場でもって皆さん方がやってきたこの精神を、新旭市の議会もこれからも受け継がなければならない、こういう意味からもぜひご賛同賜りたいと思うものであります。

以上です。

議長（林 正一郎） 65番、神子功議員。

（ 6 5 番 神 子 功 登 壇 ）

65番（神子 功） 今、久須美委員、そしてまた松木委員の方から反対、賛成の議論がありましたけれども、私も議論に加わらせていただきます。

この問題につきましては、既にご案内のように旧海上町で住民投票もやりながら、大変な議論をされていた内容でございます。経過の中では、一時期については、県で申請したけれども国でも認められないということが、途中で許可をされたということも事実の内容でございます。

産業廃棄物あるいは一般廃棄物につきましては、先ほども議論がありましたように、日本では必要不可欠な状態ということも、一議員として知っておかなければいけないというふうに認識を新たにしているところでございます。たまたま海上の地先あるいは東庄、銚子地先、ここの部分にわたりまして、現在不法投棄はだいぶ落ちつきましたけれども、不法投棄の場所として大変な議論がされた場所でもありますし、この不法投棄の場所に産業廃棄物等の処理場が設置をされるということの議論は確かにあったわけでありまして。

しかし、その過程の中で、住民と業者がどのような話し合いをしてきたかというのは私は分かっておりませんし、その辺はあまり定かにされておりません。そしてまた現在、最高裁で審理をされておりますけれども、この結論が出た場合には、正と出るか負と出るか、この



辺の状況も分かりません。たまたま海上町で決議をした内容を新旭市としてそのまま決議したらどうかという案でございますが、最高裁の状態ということも十分に議会としても見る必要があるというふうに考えております。

そこで今、手元に文書がありますけれども、その中の一部に、資金調達の計画について住民に公開できないというようなことがございました。では、その資金調達の計画を住民に提出して、理解が示されたときにどんな議論がされるかということについても、これは定かではありません。

したがって、これからの問題といたしまして子どもたちや孫や末のことを考えた場合には、やっぱり今、真剣に議論をしなければならないというふうに私は考えておりますし、そういった意味では、ただ単に反対ということではなしに、今、許可をして推移を見守るということからいたしますと、行政の立場としてはどうか。市民の感情もありますけれども、管理に当たっては我々議会も含めて業者がどのようにこの場所を考え、そしてまた進めようとしているのか。将来的には、仮に許可がおりた場合には、この場所については行政と市民とが一体となって環境が整うような、そういったこともしなければいけないというふうに考えておりますし、またそういったことで推移を見守りたいというふうに私自身は思います。

したがって、旧海上町の議会で決議した内容について、ここにそのまま持ってくるということでそのまま全員賛成ということではなしに、やっぱりもう少し議論した上で審査をし、そして結論を出すべきではなかったかというふうに思って、私は反対といたします。

以上です。

議長（林 正一郎） ほかに討論はありませんか。

64番、阿部一成議員。

（ 6 4 番 阿部一成 登壇 ）

6 4 番（阿部一成） 64番の阿部一成でございます。

この「（株）エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにする」ことを求める請願につきまして、紹介議員として私は当議会に請願文を届けました。その意味で、この請願が採択されることに賛成する立場からの討論を行いたいと思います。

ご存じのように、戦後の経済成長に伴って、いろいろな意味で産業廃棄物が大量に排出される時代になってまいりました。中には産業廃棄物の燃え殻、要するに焼却残渣と申しますか、大量にダイオキシンを含んでいるような物質、また重金属を取り扱う業者の沈殿池にお

ける汚泥、こういうものが産業廃棄物の処分場に捨てられる、いわゆる管理型の処分場をここに造るということでもあります。久須美議員もご存じと思います。

当旭市は、焼却施設を持って一般家庭の廃棄物を焼却しております。これと産業廃棄物の管理型の処分場とを同一に論じることとはとんでもないことだと私は思います。もちろん、日本の国民が生活するために、日常の廃棄物、一般廃棄物を排出するのは当然だと思います。ただ、この一般廃棄物の処分につきましては地方自治体が責任を持って行わなければならない、このように法律で決めてございます。産業廃棄物につきましては、これはあくまでも自治体はその処分を行うのではなく、産業廃棄物の処理業者が施設を持って焼却をするなり埋め立てをするなりして、最終処分をしているのが現実でありますし、法律もそのように指導しております。

問題は、排出される廃棄物の中身の問題であります。当エコテック産業廃棄物最終処分場に(株)エコテックが持ち込む廃棄物は、大半がダイオキシンを含む焼却残渣であります。残りは重金属を含む汚泥、そしてゴム、そのほかのものが少量というふうに計画書には記載されております。残念なことに、当(株)エコテックは、地元住民の再三の呼びかけにもかかわらず、一切この事業の計画の内容を公表してくれません。そのような会社、またこの(株)エコテックの前身であります伸葉都市開発が、千葉県環境部の許可を得るために、銚子市役所、海上町役場、東庄町役場の自治体の長に再三にわたって事前協議を申し入れておりました。1市2町の首長たちは、住民の安全と環境の破壊を恐れてそのようなものには反対だということで、再三にわたって千葉県知事に陳情にまいりました。ここの議員の皆さん方の中にも、数回にわたって陳情に県まで行かれた方も多数いらっしゃると思います。

先ほど話がありましたように、松ヶ谷地区で現在、水道の本管は布設されておりますけれども、松ヶ谷地区115戸、500人の方たちが住んでおりますけれども、上水道を使用している者は10戸ぐらいしかないんです。残りの九十数戸はほとんどが井戸水を使用しております。地形的に見て、松ヶ谷の集落は西側が断崖になっております。現在使っております井戸水の水深は約二十数メートル、50メートル近い標高の所で26メートルですから、下の幾世・清滝地区の地面よりはるかに高い所に井戸の底があります。そこに五百数人の方たちが住んでおりますけれども、その地下水の水源は、今、計画されております産廃処分場の地域から豊富な地下水となって、松ヶ谷の方たちはそれをくみ上げて生活しております。万一、(株)エコテックが計画しております土地に最終処分場ができ、計画のような二層にわたる遮水シートが破損した時の影響は、ひとり松ヶ谷地区だけではなく、周辺の集落にも大きな影響を与

えるものだと、このように思います。

海上町の住民は、かつて町長をはじめ多くの住民の方たちが、自分たちの環境を破壊し、将来にわたって責任を持つことのできない私企業がこのような施設を造ることに反対しております。先ほども申し上げましたけれども、行政、自治体が経営しております旭市の焼却施設とは次元を異にしております。自治体は、万一そういうふうな事態が起きた場合には、最後まで責任を持って住民に対して安全を確保するよう努力します。

端的な例を申しますと、千葉県の八千代市で、やはり焼却灰を処理する処分場を焼却施設のすぐそばに造りました。供用開始をして2年目、3年目にその下流の水質に異常が出ました。そのために八千代市は数億円の金をかけて遮水シートを下からめくり上げて、責任を持って対応しております。

しかし、このような一企業が将来にわたってこのような責任をとるとは到底思えませんし、現在、日本各地でもそのような被害が各所に起きております。ただいま例に挙げました八千代市の問題もそうです。東京都日の出町においても、このような一般廃棄物の処分場、それから下流の地域の人たちにいろいろな病気が発生している。正確にはその因果関係は分かりませんが、がんの発生率が高いというふうなことも言われております。

たとえ現在の法律がミスのままにそのようなものを許可するという事になった場合、そこに住む人たちの健康破壊は大変なものになるだろうというふうに思います。ただ反対すればいいんだと。私たちが願っているのは、本当に無害のものを適切な形で埋め立てなり処理するというのであれば、まだ話は分かります。しかし、(株)エコテックは、その事業の内容について住民に対しての説明は行っておりません。このような企業に対して、私たちが法律がそうだからということで私たちの生命を預けるわけにはまいらない、このように考えるのが松ヶ谷地域の住民の意見だと私は考えております。

いろいろな利害関係のある議員もいらっしゃるかもしれませんが。その地域に対しての地権者とかまたその土地をあっせんした方、多くの話をたまに耳にします。しかし問題は、新旭市に住む市民の健康をどうするか、どこまで議員は責任を持つのかということを実際に考えていただきたい、このように考えるものであります。

本件に対しましても、この請願の紹介議員として多くの皆様のご賛同を得たく、討論に参加させていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

議長(林 正一郎) 討論を終わります。

昼食のため、1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 10分

再開 午後 1時 15分

議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第1号について採決を行います。

請願第1号 「（株）エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにする」ことを求める請願について、文教福祉常任委員会、松木源太郎議員の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（林 正一郎） 賛成多数。

よって、請願第1号は採択と決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時 16分

再開 午後 1時 30分

議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 追加日程第1 発議案上程

議長（林 正一郎） 追加日程第1、発議案上程。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号 「（株）エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対と県民世論に訴える」決議の提出についての1議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 正一郎） 配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。発議案第1号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林 正一郎） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

## 追加日程第2 提案理由の説明

議長（林 正一郎） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員 松木源太郎 登壇）

文教福祉常任委員（松木源太郎） 発議第1号 「（株）エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対と県民世論に訴える」決議についての提案理由を申し上げます。

まず初めに、私の方からお断りしたいことがございます。

発議案で皆様方にお配りされた中には、提出者が旭市議会議員、佐藤芳民となっております。文教福祉常任委員会の審議が終わった後に、提出者、副委員長、佐藤芳民で文章をまとめましたが、本日、急病のためどうしても出られないということで委員の私が提案することになるわけですけれども、あくまでも提出者は現旭市議会議員であります佐藤芳民さんということで、ご解釈をよろしくお願いいたします。

本発議案につきましては、先ほど請願第1号 「（株）エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにする」ことを求める請願が採択されましたので、ご提案するものでございます。

決議案の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

ここで1字、言葉を挿入していただきたいところがありますので、よろしく願いいたします。読んでいく中で申し上げます。目を追っていただきたいと思います。

「（株）エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対と県民世論に訴える」決議（案）。

旧海上町は、1998年8月30日、（株）伸葉都市開発（現（株）エコテック）産業廃棄物最

終処分場設置の是非を問う「住民投票」を実施し、投票者の98パーセントが設置に反対して、産廃処分場建設反対の意思を明らかにした。

千葉県は、1999年4月27日に一旦は不許可処分にしたものの、業者の行政不服審査請求に対して、旧厚生省は、2000年3月、県の「不許可処分」を取り消し、その後千葉県は、遺憾にも2000年3月1日、本件処分場計画を許可し、同年12月4日、(株)エコテックに対し工事着工を許可した。

そもそも、(株)エコテック管理型処分場計画が抱える最も重大な点は、本件処分場が豊富な地下水を貯えている地帯の一角に立地されるということである。

管理型処分場に搬入される廃棄物は、焼却灰が主体であり、それはダイオキシン類や金属類「金属類」となっておりますが、これは「重金属」の間違いですのでご訂正をお願いいたします。重金属類等が凝縮された物であって、万が一にもそれらが処分場外に漏出することがあってはならないものである。

しかし、管理型最終処分場は、完璧な構造物でなく、人為ミス、地震や地盤沈下など自然界の出来事による事故が起こらないという保障はないのが実状であり、特に最終処分場は、周辺が農地であったり、飲料水を地下水に依存する地域や水源地に設置してはならないのである。

また過去において、(株)エコテック(旧(株)伸葉都市開発)は、本件処分場設置問題に関して、旧海上町長名の文書などを攻撃し、旧海上町助役(当時)に恫喝まがいの言辞を吐いた経過もある。さらに、投資額99億円の大事業にもかかわらず、資金調達計画を住民に公開できないことなど、本議会は、(株)エコテックの経営体質を信用することが出来ない。

本議会は、旭市の環境や市民の生活と引き替えに、管理型処分場という「負の遺産」を未来にわたって抱え込むことは断じて出来ない。

よって、本議会は旧海上町議会の議決を踏まえて、(株)エコテック管理型最終処分場建設に反対し、その旨を県民世論に明らかにするものである。

以上、決議する。

きょうの日付と、千葉県旭市議会。

この決議案が採択された後は、報道機関等を通じまして、旭市議会として、(株)エコテック管理型最終処分場建設の反対の姿勢を県民の前に明らかにするものであります。

以上でございます。

皆様方のご賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の提案理由の説明は終わりました。

### 追加日程第3 質疑、討論、採決

議長（林 正一郎） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

おはかりいたします。発議案第1号は、委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林 正一郎） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案は委員会付託を省略して直接審議することに決しました。

発議案第1号について質疑に入ります。

50番、久須美佐内議員。

50番（久須美佐内） ただいまの発議案ですけれども、千葉県は1999年4月27日に不許可処分にしたと。その審査請求に対して、旧厚生省は2000年3月に不許可処分を取り消している。その後千葉県は、「2000年3月1日」ではちょっと文章がおかしくないですか。日にちが合わないと思うんです。これでいくと、厚生省の不許可処分が出る前に、不許可にしたのに今度は許可したというふうにとれるんですけれども、これはどうなんですか。これをちょっと伺いたいんです。

議長（林 正一郎） 久須美佐内議員の質疑に対し、答弁を求めます。

松木源太郎議員。

文教福祉常任委員（松木源太郎） これは誤記で、2001年です。「2001年」と決議案を訂正してください。

議長（林 正一郎） ほかにありますか。

38番、加瀬義夫議員。

38番（加瀬義夫） 私は、この西暦と年号の問題について確認したいと思います。

県の不許可処分または処分、それから厚生省の処分は、年号は西暦で表記されているものなんでしょうか、それとも年号で表記されているものんでしょうか。それであれば、やっぱりそういう処分に基づいた年号、西暦を使用した方が正しいかと思えます。

議長（林 正一郎） 加瀬義夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

松木源太郎議員。

文教福祉常任委員（松木源太郎） 私は当時の当事者ではありませんので分かりませんが、携わった阿部一成議員から聞きましたら、当時の県と厚生省の文書は「平成」で記されているそうでございます。これは委員会でも審議してありませんから、今、事実を質問に基づいて調べたところです。

議長（林 正一郎） 加瀬義夫議員。

38番（加瀬義夫） では、この場をおかりしまして、この訴える決議について元号を使用していただきたいと思います。

議長（林 正一郎） 加瀬義夫議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

松木源太郎議員。

文教福祉常任委員（松木源太郎） 発議者の私が一存で決める問題ではございませんので、この議会で元号で記すということにしていただければ、そのように文言を変えればいいことではないかと思えます。私が答弁する問題ではないと思えます。

議長（林 正一郎） ただいまの加瀬義夫議員の質疑で元号というご意見がございましたが、現状のままがいいか、どちらか、皆さんのご意見を伺いたいと思えます。

現状のままがいいのか、それとも元号をお使いになるのか。

（「現状のまま」の声あり）

議長（林 正一郎） 現状のままというご意見がございましたが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林 正一郎） ありがとうございます。

異議なしと認めます。

（「議事進行」の声あり）

議長（林 正一郎） 65番、神子議員。

65番（神子 功） 神子です。

発議の案文については、決まりますと正式にこれが出るわけですね。そうしますと、提案者並びに賛成者については内容を十分に議論した上での発議案でなければならないというふうに思います。今、西暦でいくかあるいは元号でいくかということについて議論がありましたけれども、そういったことを考えますと、このまま通すか、あるいは文書がまずいということによってそういった議論になるかと思えます。

したがって、案は案として皆さんに受け止めていただいて、それで議論をしたらどう



かというふうに思います。

議長（林 正一郎） 57番、菅佐原滋之議員。

57番（菅佐原滋之） ただいまの西暦でやるのか元号でやるのかという話ですが、先日の常任委員会に提案されている決議案の原案については、西暦で表示されております。それを常任委員会として採択、可決をしておりますので、現状の文言でそのまま提案されてしかるべきものというふうに思います。

以上です。

議長（林 正一郎） 現状のままでよろしいということも賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（林 正一郎） では、現状のままでいきます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（林 正一郎） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号 「（株）エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対と県民世論に訴える」決議の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（林 正一郎） 賛成多数。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

なお、可決されました意見書の提出につきましては議長に一任願いたいと存じます。

## 日程第7 事務報告

議長（林 正一郎） 日程第7、事務報告。

本日、事務報告が提出されました。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 正一郎） 配布漏れないものと認めます。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

( 総務課長 増田雅男 登壇 )

総務課長(増田雅男) それでは、篤志寄附を受けましたので、事務報告を申し上げます。

1、家屋。鉄骨づくりラーメン構造平屋建て67.6平方メートル及び修景施設14.18平方メートル(2,147万2,500円相当)を、飯岡保健福祉センターの施設の一部として、旭市横根3520番地、社会福祉法人旭市社会福祉協議会会長、高野丈夫様より、平成17年10月20日受納しました。

1、ベンチ4基(30万円相当)を、旭市立ゆたか保育所の備品として、旭市井戸野2397番地、林英男様、旭市大塚原1183番地、布施寛志様、旭市井戸野666番地1、山崎淑様、旭市川口2079番地、和田壽行様の方々より、平成17年11月21日受納しました。

以上で事務報告を終わります。

議長(林 正一郎) 事務報告は終わりました。

#### 日程第8 閉 会

議長(林 正一郎) 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成17年旭市議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時50分